

業 務 内 容	
遺産総額 ※1	1000万未満
	1,000～2,000万円未満
	2,000～4,000万円未満
	3,000～5,000万円未満
	5,000万～1億未満
	1億～1.5億円未満
	1.5億～2億円未満
	市役所・年金・生命保険・携帯
戸籍収集・相続人確定	
相続財産目録の作成※3	
自動車・バイク	
電子マネー・ネット銀行の調査	
打ち合わせ	
名義変更 (銀行・証券会社・不動産)	
遺産分割協議書の作成	
相続税申告(顧問税理士)	

相続人間で話しがまとまっているとき	
節約プラン(相続税申告料金込み)	
市役所 年金	携帯電話 クレジットカード*
銀行 株	不動産
相続税申告	戸籍収集
対面对応	遺産の調査
180,000	相続税申告 なし
220,000	
260,000～305,000	相続税申告 料金込み
525,000～560,000	
584,000～710,000	相続税申告 料金込み
754,000～890,000	
924,000～1,060,000	
×	
○(相続人数による料金加算なし)	
○	
×	
×	
メール・電話(テレビ電話)	
銀行・証券会社(何件でも)	
不動産(何件でも)	
遺産全て	
○(お客様が税理士と打ち合わせする手間なし)	

これから相続人間で話しあいをするとき	
丸ごとプラン(相続税申告料金込み)	
市役所 年金	携帯電話 クレジットカード*
銀行 株	不動産・車
相続税申告	戸籍収集
対面对応	遺産の調査
230,000	相続税申告 なし
260,000	
300,000～355,000	相続税申告 料金込み
595,000～630,000	
654,000～780,000	相続税申告 料金込み
814,000～950,000	
984,000～1,120,000	
○	
○(相続人数による料金加算なし)	
○	
○	
○	
メール・電話(テレビ電話)・対面	
銀行・証券会社(何件でも)	
不動産(何件でも)	
遺産全て	
○(お客様が税理士と打ち合わせする手間なし)	

※1 遺産総額とは、住宅ローン、小規模宅地の特例、配偶者控除、生命保険非課税枠等の控除を行う前の総額のことです。

※2 料金は、税金・実費等の立替金を含んでおりません。

※3 相続財産目録とは、故人の遺産内容と金額を専門家の責任で作成したもので、遺産分割協議の参考となります。

追加費用が必要な場合の例

- ①疎遠な相続人と直接連絡が取れない、または取りたくない。
- ③相続人が外国人で会話できない、または海外遺産がある。 など

料金表（相続代行+相続税申告）

遺産総額※	他社相場 相続代行+相続税申告	ミカタ相続+顧問税理士(税別)	
		節約プラン	丸ごとプラン
4000万未満	780,000	525,000	595,000
5000万未満	880,000	560,000	630,000
6000万未満	1,010,000	584,000	654,000
7000万未満	1,140,000	618,000	688,000
8000万未満	1,270,000	652,000	722,000
9000万未満	1,400,000	676,000	746,000
1億未満	1,530,000	710,000	780,000
1億1000万未満	1,630,000	754,000	814,000
1億2000万未満	1,730,000	788,000	848,000
1億3000万未満	1,830,000	822,000	882,000
1億4000万未満	1,930,000	856,000	916,000
1億5000万未満	2,030,000	890,000	950,000
1億6000万未満	2,130,000	924,000	984,000
1億7000万未満	2,230,000	958,000	1,018,000
1億8000万未満	2,330,000	992,000	1,052,000
1億9000万未満	2,430,000	1,026,000	1,086,000
2億未満	2,530,000	1,060,000	1,120,000

料金加算の有無

	他社	ミカタ相続
相続人数の加算	あり ↑	なし →
不動産の個数加算		
銀行・証券の件数加算		

オプション業務		節約	丸ごと	料金(税別)	単位・備考
相続代行		×	○	★200,000	遺産2,000万円以内
	遺産分割サポート (相続の手紙・換価分割の代理)	×	○	2,000万を超える価格×0.7% ★に加算 (1億以上の部分は0.4%)	遺産2,000万円を超える価格 (他の相続人「全員」と連絡をとる)
		×	○	2,000万を超える価格×0.3% ★に加算 (1億以上の部分は0.2%)	遺産2,000万円を超える価格 (他の相続人「1名」と連絡をとる)
	換価・代償分割の代理(不動産あり)	×	○	200,000	
	相続人所在調査(行方不明・国内) 不在者財産管理人申立て	×	○	100,000	
	相続人所在調査(行方不明・海外)	×	○	150,000	
相続税申告	土地の評価			50,000	/1利用区分
	書面添付制度			50,000~100,000	/相続人加算なし
	準確定申告			50,000	/1律
	非上場株式(債務超過)			30,000	/1社
	非上場株式(プラス収支)			120,000	/1社
	特急料金(申告期限3ヶ月前に遺産分割協議が未成立)			50,000~150,000	
	土地が広大地や変形地などの特殊な形状、農地、山林、森林、土地の現地調査が必要			別途見積り	

相続登記【料金表】

対象プラン	配偶者・子供 相続プラン	兄弟姉妹 相続プラン
基本報酬／円 (税込・実費別)	66,000	88,000
申請書の作成		○
不動産調査		○
戸籍(相続関係説明 図)の確認		○
戸籍収集		○
相続関係説明図の 作成		○
遺産分割協議書の 作成		○ (登記する不動産、現物・換価・代償分割) ※
登記申請代理		○
登記事項証明書の 取得		○

※現物分割・・・不動産を現金化せずそのまま特定の相続人が相続する方法

※換価分割・・・不動産を売却して現金化した後に相続人間で分割する方法

※代償分割・・・特定の相続人が遺産を相続する代わりに、他の相続人に代償金を支払う方法



0120-338-991



ミカタ相続司法・行政書士事務所

QRコード読込 問い合わせフォームへ

◆プラン条件◆

- ① 基本報酬は、相続人が3名（例 妻、長男、次男）までの報酬です。
- ② 相続人間で遺産分割の内容が決まっていることが条件になります。
- ③ 戸籍謄本・郵送代・登記事項証明書の実費と登録免許税（評価額の0.4%）は別に必要です。

◆加算報酬◆

業務内容		報酬（税別）
相続人加算	相続人が4人目以降、相続発生時の相続人を含みます。	5,000円/1名
公課証明書の取得	道路評価が必要、納税通知書が無い場合に取得します。	2,500円/1通
上申書の作成	廃棄等が原因で必要な戸籍が揃わない場合	5,000円/1部
被相続人加算	不動産の名義人以外に亡くなった相続人がいる時	1万円/1名
代襲・数次相続（省略可）	亡くなった相続人（中間者）の名義を飛ばして、中間者の相続人に直接名義変更できる場合	2万円/1名
数次相続（省略不可）	亡くなった相続人（中間者）がいるが、一度その（亡き）中間者名義に変更する必要があるとき	基本報酬×0.5 /1件
相続人各別取得	例）父（故人）の自宅を長男が、長女がセカンドハウスを取得する場合	
複数管轄登記	1件目とは別の法務局に登記申請する場合	
共有名義（夫婦、親子、兄弟姉妹）	親族共有名義で親族全員が亡くなっている場合、2件目以降	別に基本報酬×1 /1件
共有名義（夫婦、親子、兄弟姉妹以外）	親族以外の共有名義で名義人全員が亡くなっている場合、2件目以降	
私道（持分）移転	道路部分も併せて名義変更する場合	2万円

◆オプション業務◆

業務内容		報酬（税別）
遺言書の有無照会	遺言書の有無を確認し、遺産分割協議の無効を防ぎます	2,500円/1件
代償分割金の計算	税理士と協同で譲渡所得税がかからない・減額（マイホーム減税、空き家特例）する協議書を作成します。	15万円 税理士費用は別
疎遠な相続人への手紙・連絡窓口業務	不明・疎遠な相続人に専門家があなたに代わって連絡します。（解決しないときは、料金がかかりません）	20万円+連絡する相続人数×2万円
抵当権抹消登記	完済した住宅ローンの担保を抹消します。	1万円/1件
韓国相続	韓国戸籍を取得 ※翻訳料・申告代行は別途費用	3万円

★お客様の準備物★

- ① 固定資産税評価証明書（固定資産税の納税通知書）
- ② 権利証
- ③ 遺産を取得する人の身分証明書（運転免許証）



①②は手元になければ不要です



0120-338-991



ミカタ相続司法・行政書士事務所

QRコード読込 問い合わせフォームへ

相続放棄【報酬・戸籍・実費・税込み】

	配偶者・子供	親・兄弟・おいめい
料金/1人 (実費・税込み)	死後3か月「以内」 37,300	死後3か月「以内」 50,300
2人目料金(合計) 報酬1万値引き	62,600	86,600
料金/1人 (実費・税込み)	死後3か月「超える」 48,300	死後3か月「超える」 61,300
2人目料金(合計) 報酬1万値引き	84,600	108,600
戸籍収集代行	○ ※取得通数がいくら増えても、料金加算ありません！	
債権者対応	○	
申述書の提出代行	○	
照会書への回答 (zoom、メール)	○	
次順位相続人 への通知サポート	○	

◆オプション業務		報酬(税・実費込)
相続放棄受理証明書	銀行や債権者から特別に求められたとき	5,500/1通
代襲・数次相続	先相続人が自分より先に亡くなっている	5,500/1件
韓国相続	韓国戸籍を取得 ※翻訳料・申告代行は別途費用	33,000
特急料金	依頼時点で申し立て期限まで2週間以内	22,000



0120-338-991



ミカタ相続司法書士事務所

QRコード読込 問い合わせフォームへ

料金の不安を解決します！

- ・戸籍謄本代がどれだけ増えるか不安
- ・相続人が遠方なら料金加算あるかも
- ・見積もりから実際の請求金額は上がるんじゃないか不安



●子供2人が相続放棄（3か月以内）をする場合

他司法書士事務所の相場	
総額	約133,600円 (66,800/1人あたり)
1人分あたりの内訳(円)	
報酬	書類作成 約50,000
	債権者対応 約5,000
消費税 約5,500	
実費	戸籍収集 約3,000
	郵送料金 約2,000
	裁判所手数料 約1,300

約7.1万円の差
(1人なら約3.6万円の差)

ミカタ相続の報酬		
総額	62,600円 (31,300/1人あたり)	
報酬(3万)	消費税	実費
⇒全て込み		

お客様のとのお約束

- ① 戸籍謄本等の事前準備は、一切不要です（**全て丸投げ**）！
- ② 完全**成功報酬**制（相続放棄ができてからのお支払い）！
- ③ 相続人が遠方においても**料金加算なし**（全国统一料金）！



0120-338-991



ミカタ相続司法書士事務所

QRコード読込 問い合わせフォームへ

相続放棄料金（報酬・戸籍・実費・税込み）

◆ご依頼日が死亡日から3か月以内

単位：円

人数	配偶者・子供	親・兄弟・おいめい
1人	37,300	50,300
2人	62,600	86,600
3人	87,900	122,900
4人	113,200	159,200
5人	138,500	195,500

◆依頼日が死亡日から3か月を超える

人数	配偶者・子供	親・兄弟・おいめい
1人	48,300	61,300
2人	84,600	108,600
3人	120,900	155,900
4人	157,200	203,200
5人	193,500	250,500

※債権者対応込み…当事務所から債権者・疎遠な他の相続人・次順位相続人へ相続放棄の説明、完了通知を送付します。

◆オプション

	内 容	報酬（実費込み）
相続放棄受理証明書	銀行や債権者から特別に求められたとき	5,500／1通
代襲・数次相続	先相続人が自分より先に亡くなっている	5,500／1件
韓国相続	韓国戸籍を取得 ※翻訳料・申告代行は別途費用	33,000
特急料金	依頼時点で申し立て期限まで2週間以内	22,000

0120-338-991

ミカタ相続司法書士事務所



QRコード読み 問い合わせへ↑